

日立市原子力災害広域避難計画（案）に関する市民意見募集の結果について

1 実施概要

(1) 募集期間

令和5年12月19日(火)から令和6年1月8日(月)まで

(2) 公開資料

- ア 日立市原子力災害広域避難計画の概要
- イ 日立市原子力災害広域避難計画(概要版)

(3) 閲覧方法

- ア 市役所(原子力安全対策課)、各支所、駅前出張所、各交流センター、各図書館
- イ 市ホームページ

2 意見等の概要

(1) 意見等の提出状況

人数 ※1	有効意見数 ※2
34 名	63 件

※1 無記名者を含む。

※2 広域避難計画に関連のない意見は含めず。(「原発再稼働反対」、「新エネルギーへの転換提案」等)

(2) 意見の分類

No.	項目	意見数	No.	項目	意見数
1	広域避難の方法	20 件	5	情報伝達	3 件
2	避難経路	13 件	6	複合災害	3 件
3	避難行動要支援者	6 件	7	学校避難	3 件
4	計画の周知・啓発	5 件	8	安定ヨウ素剤	2 件
			9	その他	8 件

3 意見等に対する市の考え方、対応等

別紙のとおり

意見等に対する市の考え方、対応等

1 広域避難の方法について

No.	意見の概要	市の考え方、対応等
1	予想される自家用車の台数、バスの台数及び目的地に到着するまでの時間を示してもらいたい。	市民の避難に必要な車両の台数については、地区ごとに必要車両数を推計し、計画へ記載いたしました。
2	渋滞等について、避難車両の台数や渋滞がどの程度となるか予測しているか。実際に避難中継所まで何時間くらいかかるのか等を研究し、自家用車での避難が現実的に可能であることを説明する必要があるのではないか。	また、避難にかかる時間については、県において避難時間に関するシミュレーションの実施を予定しております。 その結果については、県との調整を図りながら、今後、計画に反映してまいります。
3	自家用車で避難した場合、渋滞により何時間も車内に閉じ込められることがシミュレーションで示されているはずなのに、そのデータを掲載しないのはなぜか。	
4	今回の避難経路の策定に当たり、交通量をどのようにシミュレーションしたのか示されていない。	
5	東日本大震災の際、いわき市の親族が日立市に避難してきたが、地震後1週間程度経過していたにもかかわらず、いわき市から日立市まで、移動時間が6時間以上かかってしまったことを考えると、とても本計画のような避難ができるとは思えない。	国は、東日本大震災の反省を踏まえ、原子力事故の進展に合わせて、お住まいの地区ごとに避難指示を行う段階的な避難のルールを定めました。本市の計画においても、そのルールに基づき、円滑な避難の実施を図ってまいります。 また、計画では、複数の避難経路を設定すること等、複数の取組により、避難時の混雑の緩和を図ることとしております。
6	一時集合場所へのバスの配車について、何台必要なのか、またバスの運転手を確保できるのかを説明すべき。	広域避難に使用する避難車両(運転手含む。)については、市からの要請に基づき県が手配します。県では、県バス協会と調整を進めるとともに、市町村からの要請に基づき車両を配車するシステムの整備を進めています。また、運転手の確保についても、県職員がバス会社を個別に訪問し、説明を行っています。 なお、市においては、令和5年2月に実施したアンケート調査に基づき、PAZ(坂下地区・久慈学区・大みか学区)におけるバスの必要台数を平日の日中において延べ100台程度と推計しています。
7	原発事故の特性上、避難先を遠隔地に設定せざるを得ないが、冬季に事故が発生した場合、車のタイヤ整備と雪道運転の不慣れから、福島県の中通り及び会津への避難は現実的ではない。避難が難しい場合の対案も用意すべき。	避難先の降雪等の道路状況に不安を感じる方は、バスによる避難を選択できるよう、計画に記載いたしました。

No.	意見の概要	市の考え方、対応等
8	車の相乗りを推奨し、全体の避難車両の総数を制限してはどうか。	円滑な避難のため、避難の際の乗り合わせの推奨について、計画に記載いたしました。
9	プライバシーの問題もあるが、広域避難の際に「乗り合わせ避難」を行政が仲立ちし、避難車両数の低減を図るべき。車を出した側に行政から謝礼を出す等、明文化すべき。	また、平時からの燃料確保の習慣づけ等について、周知・啓発に努めてまいります。
10	避難時を想定し、車のガソリンを常に半分以上にする習慣をつけることを、心得として記載した方が良いと思う。	
11	ペットを飼っている家庭が避難する時、ペットも一緒に連れていけるか。また、バスと一緒に乗車できるか。	避難の際には、原則として市民の避難が優先されますが、ペットの扱いについては、自然災害時での対応方法等も踏まえ、今後の課題として検討させていただきます。
12	他県に親戚がいる。避難先は一律ではなく、個人の意思を尊重してほしい。	避難先については、コミュニティ単会ごとに避難先市町村を指定しておりますが、原発から30km以上離れた地域の親戚宅等への避難を制限するものではありません。 なお、親戚宅等へ避難する場合も、避難のタイミング等については、円滑な避難のため、計画に基づき、お住いの地区に応じた市からの指示に従い行動していただきたいと考えております。
13	交流センター、コミ推、民生委員等の役割、分担を明確にして欲しい。	交流センターや民生委員等については、原則として、避難者と同様に避難等の防護措置をとっていただくこととなりますが、住民の避難開始までの間における協力内容について、今後整理してまいります。
14	(能登半島での被災状況をみると、)複合災害で道路網が切断され、放射線量が測定できない被災現場へ、大量のバスや車を集結させたり、そこから人々を避難させることが現実的であるとは思えない。大量のヘリコプター等を使用した物資移送等を考えるのが当然ではないか。	複合災害時における広域避難の課題や物資移送等の手段、方法については、市単独での解決が難しい課題であるため、今後国や県との協議を踏まえ、解決を図ってまいります。

No.	意見の概要	市の考え方、対応等
15	<p>大沼学区について、令和 10 年に学校の統廃合により大沼小学校がなくなり、河原子小学校と水木小学校に分割される予定である。それによりコミュニティも2分割となり、河原子と水木に分けられると伺った。したがって、大沼学区については、コミュニティ単会の表示が大沼学区だと戸惑うため、大沼学区A・B等の区分が必要と考える。</p>	<p>学校再編に係る学区の変更等については、今後市教育委員会と調整を行いながら、適切に計画に反映させてまいります。</p>
16	<p>OIL1 と OIL2 に関して、設定値の差が 480 μSv/hある。例えば 300 μSv/hの時は、一時移転となり、一週間程度内に離れることとなるが、その間で被ばくする事はないのか。(約 3 時間で 1mSv を超える。)</p>	<p>一時移転は、国の基準で一週間程度内に実施とされますが、一週間を待たなければならないことはありません。</p> <p>一時移転の指示は、被ばくの影響を最小化するため、設定値を超えた早期に発令されますので、各自の避難準備が整い次第、避難を開始します。</p> <p>なお、OIL の適用は、屋外に設置されたモニタリングポスト等の計測値で行うことから、屋内退避の実施により、受ける放射線量は軽減いたします。</p>
17	<p>コミュニティ単会とはなにか。また、学区との関係を補足願いたい。また、コミュニティ単会には全市民が加入しているのか。</p>	<p>概ね小学校の学区を範囲とする 23 のコミュニティ単会は、事務局、専門部、町内会等の支部組織を中心に、学区(地区)内の住民で組織されており、小学校や PTA 等の各種団体と連携・協力しながら防災や福祉などの活動をしています。</p> <p>計画では、単会を、避難等の防護措置の範囲を示す単位として使用しています。</p>
18	<p>市内もしくは県内避難はできないのか。</p>	<p>万が一の放射性物質の放出に備え、避難先は、国が定めた避難の考え方に基づき、原子力発電所から 30km 以遠としています。</p> <p>原子力災害が発生した場合、日立市は、避難受入れの協定を結んでいる福島県内の 17 市町村へ避難することとなります。</p> <p>なお、避難先は、指定避難所以外となる親戚宅等でも差し支えありません。</p>
19	<p>能登半島の地震被害も参考にすべき。データは正確にしてもらいたい。</p>	<p>地震等の複合災害への対応については、基本的な方針を本計画に記載いたしました。</p> <p>計画の策定後においても、引き続き国及び県と、対策の協議、検討を進め、必要に応じて計画の改定を行ってまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方、対応等
20	予定、計画された避難先でなく、早期の自主避難はどのように扱われるのか。罰則があるのか、明示願いたい。	早期の自主避難に係る罰則はありませんが、一斉避難による混雑中に、無用な被ばくを受ける可能性を避けるためにも、避難の開始は、原則として、市の避難指示に従い行動するようお願いいたします。

2 避難経路について

No.	意見の概要	回答
21	「被災による道路の損壊」とあり、地震による複合災害が起こることを予想しているのであろうが、どの道路も使えなければ避難はできず、車中で無駄に放射能を浴びることになるのではないか。 また、道路の陥没や法面の崩壊、信号機の故障等に言及すべきではないか。	本計画では、避難経路について、道路の損壊や渋滞の発生に備えて、各地区とも複数の避難経路を示すこととしました。 なお、災害時には、住民の避難経路の選択に資するため、適時、道路状況の情報を提供するとともに、計画で示した避難経路が全て通行できない場合には、通行可能な道路を利用し、避難中継所を目指していただくことを計画に記載いたしました。
22	津波によって東海第二発電所で重大事故が発生した場合、海側の道路は使用できないのではと考えるが、そのあたりの想定はしているのか。	
23	坂下地区の例が記載されているが、代替経路含め、4本すべてが寸断された場合はどうなるのか、というリスク管理がされていないのではないか。	
24	常磐道は、東日本大震災時も令和5年の台風13号時も通行止めになった。そこを何の対策もなく主な避難経路と記載するのは、不適切である。また、代替経路に県道349号を指定しているのは、台風13号による宮田町付近の崖崩れ片側交互通行が、4ヶ月を経た現在、ほとんど工事が進んでいないため、代替経路として不適切である。	
25	被災により、避難経路が通行不能となった場合の対策がほとんど述べられていません。現実的に避難が不可能、あるいは、避難を諦めなければならなくなった場合の対処もきちんと計画に織り込まなければ、実効性のある避難計画とは言えないのではないのでしょうか。	
26	幹線道路は通常でも渋滞しているので、山側道路を活用すべき。	

No.	意見の概要	回答
27	給油所、トイレ休憩所も織り込む必要がある。	必要に応じて、検討してまいります。
28	移動時の水・食料・トイレなどに関する計画も必要である。	
29	車の避難中にガソリンが無くなることも予想されることから、避難途中のガソリン供給は不可欠だと考える。ガソリン供給の計画も必要であるのではないか。	原子力災害時における30km圏内及び給油所以外での供給については、今後、国等との協議を踏まえ、解決を図ってまいります。
30	自動車だけでなく、鉄道や船の活用も考慮すべき。	迅速かつ安全に避難するため、鉄道も含めたあらゆる避難手段の利用を県等とともに検討してまいります。
31	船、鉄道により避難してはどうか。その際には避難先市町村に到着した後の移動手段も考える必要がある。	
32	JCOの時は上り方面の車道がガラガラであったため、避難時は下り方面を2車線にする等、有効活用しても良いのでは。	渋滞対策の一つとして、参考にさせていただきます。
33	避難経路上において交通事故、交通渋滞、同乗者の体調異変、病気等が発生した場合に対応が出来ないのではないか。(警察及び救急車の対応は難しいと思われ、また病院なども閉鎖される恐れがあるため。)	避難計画では、避難経路の渋滞等を想定し、複数の避難経路を提示いたしました。 また、交通事故による怪我や病気の発生に対しては、警察や消防と連携した対応を検討してまいります。

3 避難行動要支援者について

No.	意見の概要	回答
34	今後、高齢化社会が進み、若い方と同居していない高齢の世帯が増加するなかで、スムーズに避難が出来るのか。	避難行動要支援者で、支援等実施者の支援による避難が難しい方については、本人又は支援等実施者から要請を受けて、市や県が車両を手配し、避難等の支援を行うこととしております。
35	高齢のため、一時集合場所まで徒歩で移動することが困難である。周りには一人暮らしで車も持たず、かつ徒歩移動も困難な方はたくさんいる。このような方への対応は考えているか。	
36	高齢者等と避難弱者の家族は、直接避難所に向かってもらうなど、避難途中での関連死のリスクが低減できるよう配慮すべきではないか。	避難に伴う健康リスクのある方は、設備の整った避難先を検討するなど、柔軟に対応いたします。 なお、5km 圏内(久慈・坂下・大みか学区)にお住まいで、支援実施者による避難が難しい方は、無理に避難を行わず、放射線防護施設において一時的に屋内退避していただき、福祉車両等の準備が整った後に安全に避難することとなっております。

No.	意見の概要	回答
37	移動により症状を悪化させる恐れのある入院患者は、放射線防護設備を備えた病院に留まることを記載すべきではないか。	入院患者の避難については、各病院で定める避難計画に従い避難を実施することになり、放射線防護施設を備えた医療機関においては、放射性物質の放出後も屋内退避の継続が可能となります。
38	在宅の避難行動要支援者、移動に福祉車両が必要な方の人数及び必要な福祉車両は何台になるのか。また、福祉車両が必要な方、必要ではない方は、誰が判定するのか。	福祉車両を必要とする方の人数については、自力避難が難しい方を対象に作成を進めている、個別避難計画で事前把握に努めます。 また、福祉車両の手配については、本人や支援実施者からの申し出に基づき、市から県へ要請します。
39	「移動に車両が必要になる方は、市に支援要請を行い」とあるが、要配慮者本人がやらなければならないのか。事前に要否を把握し、市が支援を行えるような体制にすべきである。	市への支援の要請については、要支援者本人又は支援等実施者、もしくは原子力事故等の情報を周知いただく学区(地区)コミュニティに担っていただくことを予定しております。 なお、現在作成を進めている個別避難計画により、支援が必要な方の事前の把握をいたします。

4 計画の周知・啓発について

No.	意見の概要	回答
40	計画書を仕上げるのであれば、用語の意味などを、日頃からいろいろな伝達方法で市民に浸透させてほしい。	令和6年度は、広域避難計画の概要や地区別の避難先、避難経路などを掲載した広域避難ガイドマップを作成し、全戸配布する予定です。
41	コミュニティ単会ごとに避難するため、コミュニティの防災担当者に指導的役割を担うための教育を行うべき。防災担当者は交代が予想されるので教育は毎年実施するべき。	また、コミュニティ単位で住民説明会を行い、計画に関する理解を深めていただきながら、引き続き、広く市民の皆様からご意見を伺ってまいります。 今後も、計画に基づく各種訓練を定期的かつ継続的に実施し、広域避難の実効性を高めていくとともに、訓練参加者の皆様からのご意見等も伺いながら、必要に応じて計画の見直しもを行い、原子力防災体制の強化を図ってまいります。
42	避難計画が正式に策定される前に、もっと市民に計画の内容を伝えて欲しい。	
43	避難時は学区ごとに行動することが多いようなので、各学区ごとに集会を開くなどして、計画立案者から住民に対してわかりやすく内容を解説してもらいたい。	
44	PAZ と UPZ で移動時期が異なるが、我れ先に移動する人が多いのではないか。	

5 情報伝達について

No.	意見の概要	回答
45	大地震が原因で原子力事故が起き、道路寸断や避難所が倒壊した場合、どうやって避難するのか。また、どこから確かな指示が伝達されるのかよく分からない。	避難指示等の情報は、各家庭・事業所等へ放送する防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話・スマートフォン等へ配信される緊急速報メール(エリアメール)、「Yahoo!防災」や日立市公式アプリ「ひたちナビ」等、プッシュ型通知が可能な手段を活用するほか、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、FMひたちなどの様々な手段で発信を行い、伝達漏れがないよう努めます。
46	これまでの大災害では、停電や通信基地の壊滅により、長期間、通信不能になるのが一般的であるが、このあたりの具体的な対策について伺いたい。	また、同時に、国からもテレビ、ラジオ等を通じて情報が発信されます。
47	SNS による偽情報拡散を防止する仕組みづくりが必要。	偽情報への対策については、市のホームページや SNS 等にて正しい情報や注意喚起の定期的な発信を行います。

6 複合災害について

No.	意見の概要	回答
48	原子力災害への対応については、複合災害を想定すべきである。また、大地震による被害の想定は、東海村及び大洗町等に存在する核関連施設全て、及び福島県にある原子力発電所が所有するすべての核物質が放出された状況で、避難計画を想定すべきである。	複合災害への対応については、基本的な方針を計画に記載しました。なお、市単独では解決できない課題もあることから、計画の策定後においても、引き続き国及び県と、対策の協議、検討を進めます。 また、本計画は、東海第二発電所において原子力災害の発生若しくはその恐れのある際にとるべき避難等についてまとめた計画となっております。
49	原発事故の原因として、大地震や津波に起因するものが考えられるが、原発事故に対するリスクアセスメントやワーストケースの想定に関する検討が行われていないのはなぜか。	東海村に所在するほかの原子力施設における災害の発生についても、国の原子力災害対策指針に基づき、「日立市屋内退避及び避難誘導計画」を策定し、公表しています。 また、県においては、複合災害を想定し、第二の避難先等の選定等を行っております。
50	複合災害発生時、木造住宅は倒壊のリスクがあることから、屋内退避ができない場合も想定すべきである。	屋内退避については、自宅に限らず、一時集合場所となる学校体育館等の公共施設の利用や、その他の頑丈な建物への退避も想定し、対応してまいります。

7 学校避難について

No.	意見の概要	回答
51	<p>在校、在園する児童、園児のうち、帰宅困難な児童等については、県が手配するバスにより避難中継所に向かうとしているが、各校各園で約何名いて、約何台のバスが必要か調べたのか。</p>	<p>今後、保護者アンケート等を行い、引渡し完了の見込み時間や避難バスの必要台数等をあらためて集計してまいります。</p> <p>なお、学校等では、警戒事態の段階で、保護者への引渡しを開始し、避難開始となる全面緊急事態に移行するまでの間にできる限り保護者への引渡しを完了させるよう取り組むこととなります。</p>
52	<p>学校にいる児童は、保護者引渡しにより帰宅とあるが、保護者が来るのを一定時間待つのは、迅速な避難をするためのロス時間になると思う。進級時等に家庭に問い合わせ、保護者が学校に来るか来られないかなど、児童ごとに明確にしてはどうか。</p>	<p>学校等における児童の保護者引渡しは、原子力発電所における異常の発生に伴い、最初の段階である警戒事態で開始し、次の段階の施設敷地緊急事態まで継続して行われます。</p> <p>学校等は、避難開始となる最後の段階までの間に、できる限り保護者への引渡しを完了させるよう取り組むこととなります。</p>
53	<p>引渡しのため、家族に連絡がつかず、スマホもつながらないときはどうするのか。また、避難中継所での引渡しについて、「(避難中継所へ)行きたくない」といった子供がいた場合はどうするのか。</p>	<p>事故がさらに進展し、避難が必要となる全面緊急事態までに保護者へ連絡がつかない場合には、避難を優先し、学校単位でバスでの避難を行うこととなります。</p>

8 安定ヨウ素剤について

No.	意見の概要	回答
54	<p>安定ヨウ素剤を服用する理由等の根拠となる出典等を添付または併記してほしい。ヨウ素剤は服用のタイミングによって効果の大小が決まると言われているので、その辺をもう少し詳細に記載すべき。</p> <p>効果は約1日継続するなどの情報、服用のタイミングと甲状腺への取り込み阻害率の表などは、避難情報と同様に、前もって市民周知しておくべき情報である。</p>	<p>原子力災害時における安定ヨウ素剤の服用については、国の原子力災害対策指針で定められており、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝を低減するための防護措置であります。服用のタイミングと効果の関係等については、具体的な情報を計画に記載いたしました。</p>
55	<p>PAZ 内の人も含め、多くの方に緊急配布が必要となる。避難指示が出されている中で、一時集合場所での配布は、バス避難者に加え、自家用車避難者の集中で混乱が生じるのではないか。</p>	<p>自家用車による避難を行う方に対する緊急配布場所については、一時集合場所以外の配布場所を追加することを検討してまいります。</p>

9 その他

No.	意見の概要	回答
56	原子力事故の際、指揮する市職員の知識、判断、経験値に問題があると、どんなマニュアルがあっても無駄になる。市職員の教育を避難計画の重点課題にするべき。	令和5年 11 月に、「日立市原子力災害広域避難訓練」を行い、原子力災害時における市職員の対応等についても訓練を行ったところです。計画策定後も、継続的に訓練を行ってまいります。
57	避難先での衣食住等(トイレ、水、食料、風呂、家族)は大丈夫なのか。	避難所での生活環境については、避難計画である本計画に詳細の記載はございませんが、避難先市町村と調整を図り、各避難先市町村における避難所運営マニュアル等に位置付けていくことを検討してまいります。なお、資機材の充実については、今後も県と調整を進めてまいります。
58	避難所生活について、占有スペース面積、プライバシー、段ボールベッド、水や食料、トイレ、電気、医療等について一切の言及がない。	
59	避難先を福島県として固定しているが、各地域での被害状況や風向きなどを十分に考慮しないと、放射線被害のリスクを高めることになるのではないかと。	放射線の影響により、指定避難先である福島県への避難が難しい場合には、県が確保する第 2 の避難先へ避難することとしております。
60	福島事故の時、モニタリングポストが役に立たなかった所もあった。電源の確保は十分であろうか。また、風速、風向についての言及がないことも不安である。スピーディーのデータが活かせず、浪江町や飯館村の方たちが無用な被ばくをしたことを繰り返さないでほしい。	モニタリングポストの設置及び運用については、国及び県が行っております。 万が一、放射性物質の放出があった場合、市は、風向き、風速を踏まえたその拡散状況について、国及び県から情報提供を受け、国からの避難指示等の連絡も含めて、市民の皆様にお伝えします。
61	図表が入った「概要版」をホームページからプリントして家族・友人に見せたが、21ページの印刷物を最後まで読み通せる人がほとんどいなかった。読み通せない理由は ・用語が途中でわからなくなって読み進められない(PAZ,UPZ などアルファベットの略語が出てきた時点で老人には拒否反応がある)。 ・専門用語が多く、言い回しが難しく途中で疲れてしまう。 ・長い文章のどの部分が、自分に直接関りがあるのか分からない。	アルファベットの略語等については国の指針で定められた用語を使用しておりますが、専門用語等も含め、どなたでも分かりやすいよう、用語の意味を併記するなどの表記の工夫を行っています。 また、広域避難計画を多くの方に理解していただけるよう、分かりやすいガイドマップを作成し、全戸配布するとともに、住民説明会を実施し、市民の皆様の理解を図ってまいります。

No.	意見の概要	回答
62	<p>避難した場合の迷惑料、ガソリン代、就業者の欠勤に対する休業補償、事業者の休業補償等については、原電が負担すべきと考えるが、それらに関する協定等は存在しているのか。それらの点を明示したうえで計画を立ててほしい。</p>	<p>事故に起因した損害の補償については、「原子力損害の賠償に関する法律」及び、原子力事業所と自治体が締結しております「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」において、原子力事業者が負担することが明記されております。</p>
63	<p>モニタリングポストが少ない。被災する施設も想定されるため増設すべき。モニタリングカーは道路が被災、渋滞しないことが前提となっている。</p>	<p>モニタリングポストの設置・運用については、国及び県が行っております。</p> <p>なお、国及び県が原子力事業者等と協力し、施設敷地緊急事態の段階で開始する緊急時モニタリングでは、必要に応じ、モニタリングカーの他に可搬型のサーベイメーター等も活用し、放射線測定を行います。</p>

以上